

第24回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年5月1日（金） 18時00分

場 所：災害対策本部室（本庁舎3階）

1 開会

2 本部長あいさつ

3 報告事項

- （1）新型コロナウイルス感染症に係る相談・検査について
- （2）鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第11回）の概要について

4 協議事項

- （1）各部局の対応について（小中義務教育学校に関連した対応）

5 その他

- （1）ゴールデンウィーク中の東部地区発熱・帰国者・接触者相談センターへのご相談について
- （2）第25回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について

6 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査の状況について

2020. 5. 1

鳥取市保健所

1 相談件数

(1) 相談者別

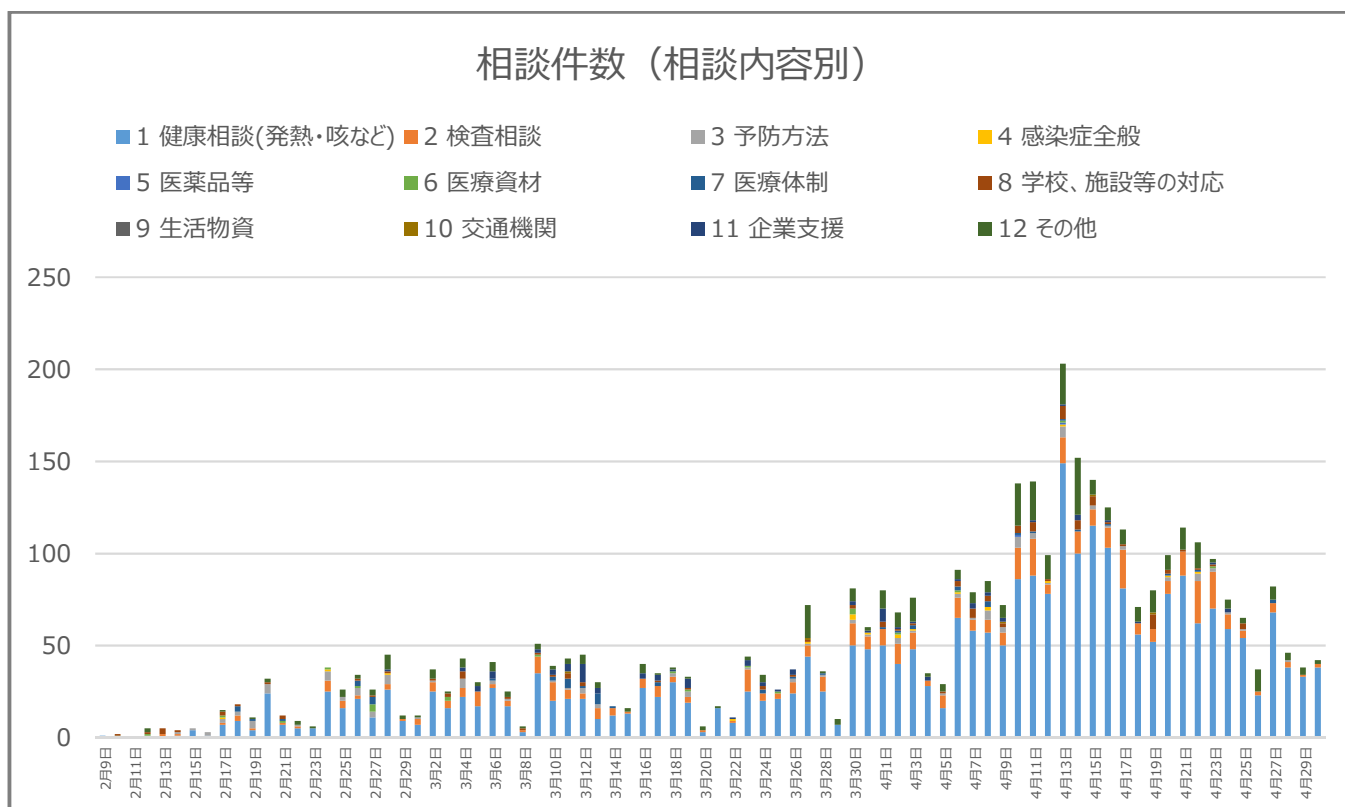
相 談 者	延件数 (件)
住 民	3, 287
医 療 機 関	310
そ の 他	472
合 計	4, 069

(参考:中部 1,262 件、西部 3,805 件)

(2) 相談内容別

相談内容	延件数 (件)
健康相談※	2, 777
検査相談	453
予防方法	124
学校施設の対応	109
その他	606
合 計	4, 069

※健康相談:「県外に行ったあと熱が出た」、
「熱・咳が4日以上続く」など。



2 検査件数

	東部	中部	西部	合計
件数 (件)	580	134	349	1, 063
うち陽性	2	0	1	3

(※相談、検査件数とも、令和2年4月30日までの件数)

鳥取県新型コロナウイルス感染症 対策本部（第11回）

日時：令和2年5月1日（金）午後3時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、総務部、危機管理局、福祉保健部
子育て・人財局、商工労働部、教育委員会、警察本部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、鳥取市保健所
アドバイザー（鳥取大学 景山教授）

議題：◇学校の再開について

◇パチンコ店に対する営業自粛要請について

◇大型連休中の県庁の対応について

国内における感染者数

本県における現状

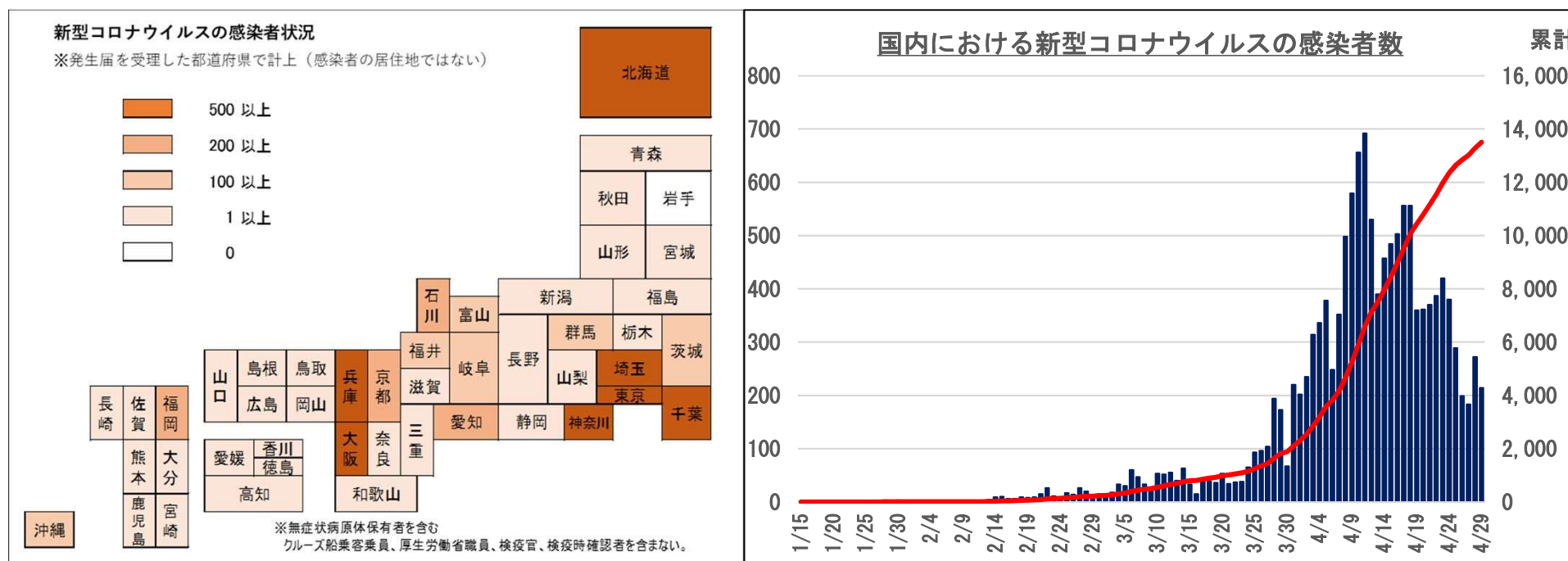
○感染者数 3名(4/10:1名、4/18:2名)

※入院中:2名、退院:1名

OPCR検査件数(4/30現在) 1,063件

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(4/30現在)

8,707件（東部 3,763件、中部 1,195件、西部 3,749件）



※図、グラフは、4/29現在の本県独自の集計により作成

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(5月1日)提言案のポイント

新規感染者数は緩やかに減少に転じつつあると判断。医療体制の逼迫は継続。
近日中に、再度、これまでの対策の評価等に係る分析と今後、求められる対策の詳細を示す。

○感染の状況等、行動変容の状況

- ・市民の行動変容が成果を上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあることは確か。しかし現在の水準は3月上旬やオーバーシュートの兆候を見せ始めた3月中旬前後の新規感染者数の水準までは下回っていない。
- ・都道府県を跨ぐ移動は3～5割の減少に留まるところが多く、通勤を続ける限り、生産年齢人口の接触頻度は8割減を成し遂げられない。

○5月7日以降の対策に関する基本的考え方

(1) 今後求められる対策の期間に関する見立て

治療法の確立に向けた明るい兆しが見えつつあるが、諸外国の感染状況やそれに対する対応等も踏まえ、国内における感染状況に応じて、持続的な対策が必要。

(2) 地域でのまん延の状況に応じた対策の必要性

全ての地域の新規感染者数が限定的となるまで、①、②の2つの地域の混在が予想される。

① 感染の状況が厳しい地域

→新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、基本的には「徹底した行動制限」。

② 新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域

→再度感染が拡大する感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していくことが必要。

○今後求められる対応

◆再度のまん延を生じさせないため「対策の強度が一定程度緩められるようになった地域」でも、長丁場の対応を前提とした、新しい生活様式の定着が求められる。

- ・「3つの密」を徹底的に避ける
- ・手洗いや身体的距離確保
- ・テレワーク、時差出勤、テレビ会議
- ・ライブハウス、接待を伴うような飲食店などは引き続き、徹底的に避ける 等

◆再度、まん延が生じた場合には、「徹底した行動制限」を講じざるを得ないことの覚悟が必要。

◆学校での感染及び拡大のリスクをできるだけ低減した上で、学校活動の再開のあり方を検討。

4／27～5／6の臨時休業後の学校の対応

■ 県立学校における対応

◎ 5月7日（木）から予定どおり再開

- ・県内における感染者の状況及び学校再開に向けた文部科学省の考え方等を勘案し、児童生徒の学習機会の確保に努めるため、3密の回避や感染防止対策を徹底した上で、学校教育活動を予定どおり再開

※市町村立学校も同様の措置をとるよう、市町村教育委員会に要請

◎ 感染拡大防止の徹底及び3つの密の回避

（県立学校における登校時、授業等の対応）

- ・列車通学生が多い学校において時差登校を実施するなど登下校時の「密集・密接」を低減
- ・特別支援学校においては、通学バスの増便等を行い乗車時の「密集・密接」を低減
- ・学習時の「密集・密接」を避けるため、1学級の生徒数が多い学級において、分割して授業（オンライン授業との併用なども含む）を行うなどの工夫を研究
- ・部活動は、活動内容を工夫するなど感染症対策を徹底するとともに、活動日・時間を厳守した上で実施

※市町村教育委員会へも感染拡大防止策の工夫として例示

（学校の衛生管理の徹底）

- ・手洗いの徹底やドアノブなど児童生徒が手を触れる箇所やボールなど共用物品の消毒
- ・1時間に5～10分程度のこまめな換気、密集しない空間確保の工夫、近距離での会話や発声等を避ける等、3つの密（密閉、密集、密接）の回避

◆ 本県における今後の感染者の状況等によって変更もあり得る

学校の再開について

➤私立学校の対応

○私立中学校、高等学校に対しては、県立学校の方針を通知し、参考にしてもらう。

➤県立看護専門学校、歯科衛生専門学校の対応

○県立の鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校においては、県立学校に準じた対応を行う。

➤放課後児童クラブ等の対応

○引き続き感染防止の徹底に努めながら、開所する。

○学校の再開状況（分散登校等）により放課後児童クラブ等での対応が必要となる児童の受入れや、県内の感染拡大の状況変化に対しては柔軟な対応を要請する。

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく要請 (パチンコ店への休業協力要請)

○県内のパチンコ店全店に、GW期間中（5/2～5/6）、 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく 休業協力を要請

※県内のパチンコ店（62店舗）に対して、本日付けで休業協力を要請

※島根県と協調し、休業協力を要請

パチンコ店への休業協力要請について

パチンコ店には、県外からの自粛要請や、利用客が「三つの密」になることの回避に真摯に御協力頂き、県外ナンバー車も以前と比較して減少している。

他方、山陰両県周辺の府県におけるパチンコ店はほぼ完全休業の状態になるとともに、山陰両県でも依然として県外ナンバー車が確認される傾向が続いており、県民の不安の声も高まってきている。

全国で大型連休中の都道府県をまたぐ人の移動を抑制する取組が行われており、山陰両県においてもその取組に協力する必要があることから、5月2日（土）から5月6日（水）までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、休業の協力を要請する。

大型連休中の対応

○保健所支援に向け、毎日30名の応援態勢を準備

- ・PCR検体搬送やドライブスルーPCR検体誘導等に加え、陽性患者が判明した場合など緊急時の対応を迅速に行う体制を連休中も維持する。

○GW中も総合相談窓口の体制確保

- ・新型コロナウイルス感染症に関する各種お問合せに対応する電話相談窓口は、大型連休中も、土日を除き、開設。
- ・毎日5名体制で相談対応を行う。

○緊急事態措置対策チーム

- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部に設置した「緊急事態措置対策チーム」において、連休中も機動的に対応
(期間中、県内パチンコ店全店の営業状況についてモニタリングを実施)

県内事業者への対応

ゴールデンウィーク緊急要請として、期間中の往来自粛について
県内事業者に対して、以下のとおり協力を依頼。

- GW期間中は、接触機会を減らすという緊急事態宣言の趣旨にも格別配慮していただき、従業員の出勤を極力減らすようにしましょう。
- 業務をしなければならない場合も、事業所内や通勤時の人と人との接触を減らすことができるよう工夫しましょう。

《GW期間中の相談窓口体制》

- ・ 県・国の新型コロナウイルス感染症経済対策予算に関するワンストップ相談窓口として、GW期間中「**頑張ろう鳥取県緊急支援センター**」にて対応する。

大型連休中における 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

- ゴールデンウィーク中も、発熱・帰国者・接触者相談センターは電話相談を24時間受け付けます。
感染が心配な場合などは、まずはお電話でご相談ください。
 - 感染が疑われる場合は、帰国者・接触者外来をご紹介します、P C R 検査を行える体制を確保しています。
- ※休日急患診療所等を受診される場合は、事前に電話連絡して指示に従うようお願いします。

地区	電話 (24時間対応)	ファクシミリ (平日8:30~17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625 (8:30~17:15)	<5月1日(金)まで> 0857-22-5669
	時間外0857-22-8111 (上記の時間以外)	<5月2日(土)から> 0857-20-3962
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
	0858-23-3136	
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

大型連休中における医療体制

- ゴールデンウィーク中も、通常の土日祝日と同様の対応を行います。
- 休日急患診療所等を受診される場合は、事前に電話連絡して指示に従うようお願いします。

区 分		5/2 (土)	5/3 (日)	5/4 (月)	5/5 (火)	5/6 (水)
東 部	休日輪番制		県立中央病院	市立病院	生協病院	日赤病院
	東部医師会急患診療所 (☎0857-22-2782)	19:00～ 22:00	9:00～17:00、19:00～22:00			
中 部	休日輪番制		内科：信生病院 外科：清水病院	内科：藤井病院 外科：北岡病院	内科：厚生病院 外科：野島病院	内科：垣田病院 外科：三朝温泉病院
	中部医師会急患診療所 (☎0858-22-5780)	9:00～12:30、13:30～17:00、18:00～21:00				
西 部	休日輪番制	米子医療センター 西伯病院 18:00～翌8:00	高島病院 済生会境港病院 8:00～翌8:00	日野病院 米子医療センター 8:00～翌8:00	高島病院 済生会境港病院 8:00～翌8:00	博愛病院 西伯病院 8:00～翌8:00
	小児救急（小児輪番）	山陰労災病院 17:00～22:00	米子医療センター 8:30～17:00	山陰労災病院 9:00～17:00	米子医療センター 8:30～17:00	山陰労災病院 9:00～17:00
	西部医師会急患診療所 (☎0859-34-6253)	19:00～ 22:00	9:00～22:00			
	境港日曜休日応急診療所 (☎0859-44-4173)		10:00～12:00、13:30～17:00			

※ 上記のほか、無料で相談できる「とっとり子ども救急ダイヤル（＃8000）」や「とっとりおとな救急ダイヤル（＃7119）」もご活用ください。

県民の皆様に安心を提供する仕組み

<個人向けの各種相談窓口>

<鳥取県総合相談窓口> **0857-26-7799,7958** ※8:30～17:15(土日祝日除く)

GW中は、4/27(月)～5/1(金)、5/4(月)～5/8(金)も対応

<家族まるごと相談窓口> ※**令和2年4月30日から開始**

新型コロナウイルス感染症に関連して、入院時の家族の見守りなど、ご高齢の方や障がいのある方、お子さまがおられるご家庭のさまざまなお困りごとに対して相談をワンストップで受け付ける窓口。

0857-26-7688 ※8:30～17:15(土日祝日も対応)

(1) 新型コロナウイルスの感染が心配なとき

○発熱・帰国者・接触者相談センター

地 区	電話<24時間対応> ※土日祝日を含む	ファクシミリ<8:30～17:15> ※土日祝日を除く
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625(平日) 0857-22-8111(時間外)	0857-22-5669(～5/1) 0857-20-3962(5/2～)
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135,3136	0858-23-4803
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

(2) 生活や住宅などに関すること

- ・ 特別定額給付金 (一人当たり10万円を給付) ⇒ 総務省コールセンター
- ・ 生活福祉資金貸付制度 ⇒ お住いの市町村社会福祉協議会
- ・ 住宅確保給付金、生活相談全般 ⇒ お住いの市町村福祉担当課

(3) 心のケア・DV・児童虐待に関すること

- ・ 心のケア ⇒ 県立精神保健福祉センター、総合事務所福祉保健局ほか
- ・ LINE相談 ⇒ LINEアカウント“とっとりSNS相談”
- ・ DV相談 ⇒ 配偶者暴力相談支援センター、福祉相談センターほか
- ・ 児童虐待相談 ⇒ 福祉相談センター、倉吉・米子児童相談所

(4) 雇用や就職への不安に関すること

- ・ 労働相談 ⇒ 中小企業労働相談所 (県商工労働部)、みなくるほか
- ・ 学生の就職に関する相談 ⇒ ふるさと鳥取定住機構

(5) 教育に関すること

- ・ 授業料の減免 ⇒ 県立高校、私立中学・私立高校、高等学校課ほか
- ・ 奨学給付金 ⇒ 人権教育課
- ・ 就学助成制度 ⇒ お住いの市町村教育委員会

※新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様は、鳥取県の緊急支援策・各種相談窓口を、是非、ご活用ください。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/291493.htm>

小・中学校に関連した対応等

項目	内容
◆小・中学校の対応について	本市の小・中・義務教育学校は、県の方針に沿って、3密の回避や感染防止対策を徹底した上で、令和2年5月7日（木）から再開する。 ただし、今後の感染者の状況等によって変更もあり得る。
◆放課後児童クラブについて	令和2年5月7日（木）の学校再開にあわせて、引き続き感染防止の徹底に努めながら開所する。

小・中学校に関連した対応等

項目	内容
◆放課後デイサービスについて	令和2年5月7日（木）の学校再開にあわせて、引き続き感染防止の徹底に努めながら開所する。

小・中学校に関連した対応等

項目	内容
◆保育園等の対応	新型コロナウイルス感染症に係る全国を対象とした緊急事態宣言の期間が延長された場合の市の方針について、保育施設等及び保護者へ5月1日（金）に通知。 【市の方針】 ○保育園等はこれまで通り開園。 ○緊急事態宣言の延長期限に合わせ、登園自粛の協力要請期間を延長。 ○国等の方針が正式決定になり次第、改めて本市の公式ホームページに掲載し周知。
乳幼児健康診査等の中止（延期）	5月17日までの日程の乳幼児健診、歯科健診、離乳食講習会等を中止（延期）することとした。

小・中学校に関連した対応等

項目	内容
◆小・中学校に関連した対応	公園等の指定管理者に対し、「遊具やランニング等の利用に関する注意喚起文」の所管施設内への掲出について指示（4/30）

ゴールデンウィーク中の東部地区発熱・帰国者・接触者相談センターへのご相談について

ゴールデンウィーク中も東部地区発熱・帰国者・接触者相談センターでは、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を実施します。

電話番号、対応時間帯は下記のとおりです。

1. 電話による対応

電話番号：(1) 0857-22-5625（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

(2) 0857-22-8111（午後 5 時 15 分～翌日午前 8 時 30 分）

※外国語（中国語、英語、韓国語）による電話相談は、午前 9 時から午後 5 時の間、0857-22-8111 でお受けします。

2. ファクシミリによる対応

FAX 番号：(1) 0857-22-5669（令和 2 年 5 月 1 日まで）

(2) 0857-20-3962（令和 2 年 5 月 2 日から）

※ファクシミリによる相談は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分でお受けします。